

「主な取組」検証票

施策展開	4-(1)-ア	国際ネットワークの形成と多様な交流の推進		
施策	②観光交流、経済交流等の推進			
(施策の小項目)	○学術・文化・地域間交流等の推進			
主な取組	海外研修生受入による農業農村活性化事業	実施計画 記載頁	356	
対応する 主な課題	○歴史的・地理的特性により培われた沖縄の発展可能性は、諸外国・地域との交流と連携を深めながらともに発展していくという取組の中で特に発揮されるものであり、観光・学術・文化・経済など様々な分野における国際交流を強化し、交流の架け橋となる人材の育成や人的ネットワークの構築等により交流基盤としてのウチナーネットワークを強化・拡充することが必要不可欠である。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	亜熱帯・島しょ性地域に適合した沖縄独自の技術やノウハウ等を有する農業の分野において、アジア・太平洋地域の国々等から海外研修生を受け入れ、国際協力の一翼を担いながら、事業を通して国際的なネットワークの形成を目指し、本県農業・農村の地域活性化を図ることを目的とする。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
		1期研修生 受入(35 人)	2期研修生 受入(35 人)			→	県
	県内生産農家での農業技術習得研修の実施						
担当部課	農林水産部営農支援課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成28年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
海外研修受入による農業農村活性化事業	156,450	129,498	平成25年度研修生26人、平成26年度研修生36人、計62人の研修受入にあたり、監理団体と4月1日付け業務委託契約を締結し、計35戸の受入農家において3年間農家研修(農業技術習得研修)を実施している。研修状況の現地確認や中間報告会、研修会等を開催し、事業が円滑に実施できるよう取り組んでいる。	一括交付金 (ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
研修生受入			70人	62人
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成28年度取組の効果			
順調	技能実習制度等に精通した監理団体に業務委託を行い、1期生、2期生合わせて68人の研修生を受け入れたが、帰国等の理由により、現在は62人の研修を実施している。研修生と受入農家、関係者を一堂に会した研修交流会及び1期生修了式を実施し、家畜伝染病の対策や研修生による研修状況報告等を行い、情報交換を行った。海外研修生の受入により本県農業・農村の地域活性化に寄与した。			

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成29年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
海外研修受入による農業農村活性化事業	41,755	・2期生(36人)の技能実習を実施する。 ・技能実習状況の現地確認(6回)を行う。 ・研修会・交流会を開催(1回)する。 ・受入農家の収支経営把握及び検証を行う。	一括交付金(ソフト)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成28年度の取組改善案	反映状況
①海外研修生の受入農家においても、入国管理法や技能実習制度等の法制度等の理解を深めるため、月1回の訪問会にて、周知を図る。	①海外研修生の受入農家は、入国管理法、労働基準法、技能実習制度等の法制度等の理解を深めるとともに、研修生の生活環境や健康面を管理する必要があるため、監理団体による月1回の訪問指導を通して、研修状況の確認や研修生の状況把握に努めている。
②受入農家が、事業終了後も継続的に海外研修生の受入を実施できるように、経営収支を数値的に把握し、検証する。	②受入農家の経営収支を数値的に検証できるよう、経営状況の把握を行った。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
海外研修生の受入数	68人 (26年)	67人 (27年)	62人 (28年)	→	—
状況説明	平成25年度研修生26人、平成26年度研修生36人、計62人の研修生が35戸の受入農家のもとで研修している。研修生は3年間農家研修(農業技術習得研修)を継続する計画であり、研修が円滑に実施できるよう取り組んでいく。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <p>・本県農業の現状として、他産業への就業人口流出によって農業就業人口が減少し、担い手不足と農業生産力の低下により、農村地域の多様な担い手対策が必要である。とりわけ離島地域や過疎地域においては、農業従事者の高齢化、担い手不足により労働力が低下し、産地を維持するためにも担い手の確保が急務である。</p> <p>○外部環境の変化</p> <p>・農業技術やノウハウを交流することにより、その地域の農業振興に有効とされ、国際協力の一翼を担うことになるが、受入農家の入国管理法や技能実習制度等の法制度の理解の徹底はまだ十分とは言えないので、周知を図る必要がある。</p>
--

様式1(主な取組)

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・海外研修生の受入農家においても、入国管理法や技能実習制度等の法制度等の理解を深める必要がある。
- ・地域農業振興に支障をきたさないよう家畜伝染病防疫対策等については、研修会や現地確認時などを活用し、研修生、受入農家等関係者に周知を図る必要がある。
- ・受入農家へ事業終了後も継続的に海外研修生の受入が実施できるように、経営収支を数値的に把握する必要がある。

4 取組の改善案(Action)

- ・海外研修生の受入農家においても、入国管理法や技能実習制度等の法制度等の理解を深めるため、月1回の訪問会にて周知を図る。
- ・受入農家が、事業終了後も継続的に海外研修生の受入を実施できるように、経営収支を数値的に把握し、検証を行う。